

道路交通法の一部改正に係る停留所の届出等について（書面協議結果）

令和3年7月19日

阿賀野市地域公共交通会議

会長 阿賀野市長 田中 清善

1 協議事項

道路交通法の一部改正に係る停留所の届出等について

2 協議方法

令和3年7月7日付け阿総第261号により書面協議を行った。

3 協議結果

令和3年7月16日までに、阿賀野市地域公共交通会議委員の全員から承認された。

4 協議内容についての質問・意見等

○北陸信越運輸局長から以下のとおり留意事項がありましたので、関係者に周知ください。

- ・対象停留所における交通保安上及び道路管理上の支障が無く、停留所施設の使用について、現に使用する一般旅客自動車運送事業者において特段の支障が無い場合に限る。

（新潟運輸支局 佐久間委員）